

令和 6 年第 4 回定例会

(第 2 日)

令和 6 年 12 月 6 日

令和6年第4回平川市議会定例会会議録（第2号）

○議事日程（第2号） 令和6年12月6日（金）

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1番 水 木 悟 志
2番 葛 西 厚 平
3番 小 野 誠
4番 北 山 弘 光
5番 葛 西 勇 人
6番 山 谷 洋 朗
7番 中 畑 一二美
8番 石 田 昭 弘
9番 石 田 隆 芳
10番 工 藤 秀 一
11番 福 士 稔
12番 佐 藤 保
13番 原 田 淳
14番 桑 田 公 憲
15番 齋 藤 剛
16番 齋 藤 律 子

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

市 長	長 尾 忠 行
副 市 長	古 川 洋 文
教 育 長	須々田 孝 聖
選挙管理委員会委員長	大 川 武 憲
農業委員会会長	今 井 龍 美
代表監査委員	鳴 海 和 正
総 務 部 長	對 馬 謙 二
財 政 部 長	對 馬 一 俊
市民生活部長	小 野 生 子
健康福祉部長	工 藤 伸 吾
経 済 部 長	田 中 純

建設部長	中江貴之
教育委員会事務局長	一戸昭彦
平川診療所事務長	齋藤恒一
会計管理者	古川聡子
農業委員会事務局長	中畑高稔
選挙管理委員会事務局長	佐藤崇
監査委員事務局長	小田桐功幸

○出席事務局職員

事務局長	今井匡己
総務議事係長	柴田真紀
主事	佐藤日向子

○議長（石田隆芳議員） 皆さん、おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問に入ります。

本定例会における一般質問者は9名であります。通告された全議員が一問一答方式を選択しております。質疑応答の時間は1時間以内とします。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問通告一覧表の内容と関連のない質問及び答弁を求める者以外への質問は、原則として許可されませんので御注意ください。

議員におかれましては、傍聴者や市民の方に分かりやすい質問を、また、理事者側においても同様の答弁をお願いします。

次に、発言の許可についてですが、議員は最初の質問を行う際に、挙手した上で議席番号を教えてください。次の質問からは、議席番号は省略して結構でございます。また、特別職を除いた理事者は挙手した上で職名を告げ、議長の許可を得てから発言されますようお願いします。

本日は、一般質問通告一覧表の第1席から第3席までを予定しております。

第1席、3番、小野 誠議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（小野 誠議員、質問席へ移動）

○議長（石田隆芳議員） 小野 誠議員の一般質問を許可します。

○3番（小野 誠議員） おはようございます。

ただいま議長より一般質問の許可を頂きました、第1席、議席番号3番、ひらかわ市民クラブ、小野 誠でございます。

今年最後の定例会、一般質問の第1席となり、誠に光栄に思っております。それでは、よろしくお願いいたします。

今年はパリでのオリンピック・パラリンピックイヤーであり、多くの日本人選手の活躍があり、感動を頂きました。

また、「ここにかける、ここから始まる。」の大会キャッチフレーズの下、高校球児の夢である夏の甲子園の出場をかけ、第106回全国高等学校野球選手権青森大会が開催され、7月22日に、決勝が弘前はるか夢球場で行われました。

歴史と伝統を誇る本大会は、私たちに多くの夢と希望と感動を与え続けてきたところであり、この決勝の舞台に平川市の小・中学校出身の選手が5名参加していました。

中でも優勝した青森山田高校は、甲子園でも活躍し、準決勝で敗れたものの、あの大舞台でホームランを放った平賀東中出身、原田純希君は、平川市出身では初めての快挙であり、多くの市民の皆様に感動と勇気を与えたものと思っております。今後とも、大きな目標を持ち、御活躍されることを期待したいと思います。

それでは通告に従いまして、順次質問させていただきます。

1 スポーツ振興対策についてでございます。

私もかつて、運動スポーツの選手、監督として県大会、東北大会、全国大会等で優勝し、特別優秀選手賞、スポーツ大賞、県優秀スポーツ指導者賞等を受賞した経験がござ

います。

それでは、（１）教育委員会表彰規則についてです。

この運用要綱は、平川市教育委員会表彰規則の適切な運用を図るため、必要な事項を定めるものとしてしています。

ア 規則第５条（スポーツ表彰）、平川市教育委員会表彰規則の運用要綱第４条の表彰基準について、平川市教育委員会表彰規則の運用要綱第４条で規定するスポーツ表彰基準では、対象となる県内の大会は国体青森県予選会や中体連青森県大会、青森県民駅伝大会等に限られております。

しかし、現在では、ＪＯＣをはじめ、その他民間団体が主催するスポーツイベントや大会等へ出場する選手も多いことから、表彰対象とする大会等の種類を拡充すべきと考えますが、市の見解をお聞きます。

イ スポーツ表彰の副賞についてですが、平川市教育委員会表彰規則の運用要綱第８条における表彰の方法では、個人が表彰を受ける場合、スポーツ表彰では賞状と副賞のメダルが贈呈される規定となっております。

これらを大切に飾っておくためには、額縁を購入したり、壁に吊り下げたりする作業が必要となります。また、メダルの場合はディスプレイケース等を購入する必要があるものと考えます。

このことから、賞状は賞状を兼ねた表彰盾へ、または、メダルはメダルを埋め込んだブロンズ等へ変更してもよいものではないと思いますが、市の見解をお聞きます。

ウ 表彰式の参加状況についてですが、例年２月に教育委員会表彰式を開催しており、私も前回の表彰式に出席しましたが、受賞者数に対して出席者数が少ないと感じました。受賞者数に対して出席者数が少ない状況が続いている現状に対し、教育委員会の見解と、出席者が増加するような方策を考えているものか、考えているのであればその方策についてお知らせください。

（２）障がい者スポーツについてです。

障がいのある人にとってのスポーツ活動は、一般のスポーツ活動と同様、体を動かすことによって得られる楽しみや爽快感の感受、他者との交流、コミュニケーションの促進などの効果のほかに、障がいの進行の予防や現存している機能の維持、向上等といったリハビリテーションや医療、治療の効果もあると言われております。

さらに、行動上の制約などから閉じこもりがちな障がいのある人にとって、社会参加の機会になるなど、様々な有益性があります。

そこで、ア 当市における障がいのある人のスポーツ実施について。

当市で障がいのある方でスポーツを実施している人数や団体等についてお知らせください。

イ 青森県障がい者スポーツ大会優勝者への教育委員会表彰について。

平川市教育委員会表彰規則の運用要綱では、対象となる県内のスポーツ大会に障がい者を対象とした大会は含まれていないように見受けられます。

障がい者の中にも、各種競技を通じて心身機能や競技力の向上を図り、スポーツに親しんでいる多くの方がおります。このような方が多数参加する青森県障がい者スポーツ大会での優勝者に対し、教育委員会表彰を行ってもよいものと考えますが、市の考えを

お聞きします。

○議長（石田隆芳議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 小野 誠議員御質問のスポーツ振興対策については、教育長及び担当部長より答弁をさせます。

○議長（石田隆芳議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 私からは初めに、平川市教育委員会表彰規則の運用要綱第4条の表彰基準についてお答えします。

議員御指摘のとおり、運用要綱第4条第1号では、県内の大会については対象となる大会を限定しております。しかしながら、運用要綱第4条第3号において、第1号で規定している大会に限らず、これらの大会と同等規模の競技性が高い大会において、優勝した場合や新記録を樹立した場合、広く表彰の対象とすることができる規定としているところです。

例えば、少年軟式野球大会青森県予選や青森県空手道選手権大会、市町村対抗小学生ソフトテニス選手権大会などで顕著な成績を収めた方を表彰しております。

このことから、JOCをはじめ、その他民間団体が主催する県内の大会によっては、表彰の対象となりますので、御理解をお願いします。

次に、青森県障がい者スポーツ大会優勝者への教育委員会表彰についてお答えします。

議員御指摘のとおり、運用要綱においてスポーツ表彰の対象となる大会について、青森県障がい者スポーツ大会といった具体的な記載はございませんが、運用要綱第4条第3号の規定により、県内のスポーツ大会において、障がい者が優勝した場合や新記録を樹立した場合も、広く表彰の対象とすることができるものとしております。

このため、毎年10月上旬に、市民が在籍している特別支援学校に対しても表彰候補者の推薦を依頼しております。推薦があった場合は、運用要綱第4条第3号に該当するものとし、表彰候補者選定委員会における選定を経て表彰の対象者とする運用を行っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（一戸昭彦） 私からはまず、スポーツ表彰の副賞についてお答えします。

平川市教育委員会表彰規則第7条の表彰の方法では、「表彰は、表彰状を授与することによって行い、賞金又は賞品を併せて贈呈することができる。」と規定しており、スポーツ表彰においては表彰状として賞状を授与し、副賞としてメダルを贈呈しているところです。

現在、副賞のメダルについては自宅等に飾っておけるようスタンドケースが附属しておりますが、議員御指摘のとおり、賞状に額縁は附属していないため、受賞者の中には賞状を飾るための額縁を別途購入される方もおられるとも考えられます。

また、賞状のサイズが比較的大きいA3版であることから、飾る場所や位置に苦慮したり、メダルと一体的に飾られていないこともあろうかと思います。

以上のことから、今後の表彰状や副賞の在り方につきましては、議員御提案の、例えば賞状やメダルが一体となった表彰盾やブロンズといった形態も含め、他市町村の事例や関係者等の意見を参考に、費用面も考慮しながら模索してまいりたいと考えておりま

す。

次に、表彰式の参加状況についてお答えします。

令和6年2月の表彰式における出席者が少ないと感じたとのことですが、このときの参加状況は、受賞者170人に対して出席者が102人で、出席率は60%でした。近年の表彰式の出席率としては、令和4年度は約75%、新型コロナウイルス流行以前の令和元年度は約69%と、近年では25%から40%の方々が欠席している状況であり、正確な欠席の理由は把握しておりません。

表彰式は、スポーツ競技や学術文化活動において顕著な成果を上げた方に対して、その栄誉をたたえ、ほかの受賞者や関係者からの祝福を励みに、技術や知識のさらなる向上につなげていただく趣旨から開催しているものです。

このため、教育委員会としては、全ての受賞者に出席していただきたいところですが、急な体調不良やそのほかの予定と重なったこと、また、表彰式が受験シーズンであることなど様々な事情から、やむを得ず欠席されているものと考えております。

こうした現状を踏まえ、少しでも多くの受賞者の方々が参加しやすいよう、欠席の理由を調査・把握した上で、開催方法等の工夫や改善により、出席率の向上につなげていきたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 私からは、当市における障がいのある人のスポーツ実施についてお答えいたします。

初めに、当市の障害者手帳交付者数であります。令和6年3月末の時点で、身体障害が1,465人、愛護・療育が352人、精神障害が368人の合計2,185人となっております。

この方々のうち何人が、運動やスポーツをしているかとの御質問であります。市では調査を行ったことがありませんので、国の調査結果をお答えいたします。

スポーツ庁では毎年度、調査を実施しており、週1回以上の運動を行っている障がいのある成人の割合は、32.5%となっております。ウォーキングや体操、水泳など健康に配慮した運動を行っているとの回答が多く、順位や勝敗を競うスポーツを行っている方は、3.5%との結果でありました。

このスポーツ庁の調査は、全国を対象とした調査であります。当市においても同ような傾向にあるものと想定しております。団体としては、平川市身体障害者福祉会が、年間事業計画の一環として、津軽地区及び県スポーツ大会に参加しております。ボッチャやフライングディスク、陸上競技に参加し、スポーツを通じ、地域を越えた参加者間の交流を図っております。

また、障害福祉サービスを提供している福祉事業所においても、日常の活動としてスポーツが行われており、団体として大会に参加することもあります。

○議長（石田隆芳議員） 小野 誠議員。

○3番（小野 誠議員） 詳しく教えていただきましてありがとうございました。教育委員会表彰規則については、児童生徒の減少にも伴いまして、大会自体も縮小されたり、各競技の大会も学校単位からクラブチームの参加も認められるようになったりと、変更になっていることからですね、表彰基準についても分かりやすいように見直す必要があると思いますので、よろしくお願いします。

それから、表彰式は受賞者をたたえるために行うものであり、受賞者が来年も頑張っ
て参加しようとモチベーションが上がるような企画を考えていただきたいと思いますの
で、よろしくお願いします。

前回表彰式に参加した際、元同僚も受賞者の1人として参加していました。本人は毎
回参加しているようで、17年連続だと話していましたが、参加者が少ないことを尋ね
ると、表彰式もマンネリ化しているからだというふうに話していましたので、よろしく
お願いいたします。

そこで再質問です。

現行の教育委員会表彰規則の運用要綱では、一定の順位以上であれば全ての同列の表
彰となっているようです。今年の夏に開催された全国高等学校野球選手権大会に出場し
た平賀東中学校卒業、青森山田高等学校3年生の原田純希選手は、平川市民として初の
ホームランを放つなど活躍し、チームは準決勝まで勝ち進みました。

こうした活躍をはじめ、今後市民が全国大会で優勝した場合等は、当市のスポーツを
一層盛り上げるためにも、類まれな才能や多大な努力の結果である功績をたたえ、特別
枠で表彰するなどの取組も必要と考えますが、市の見解を伺います。

○議長（石田隆芳議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 平川市教育委員会表彰の運用要綱に、新たに特別枠の表彰を
加えてはどうかといった御提案についてお答えいたします。

運用要綱第4条において、スポーツ表彰の対象となる基準を規定しており、これを満
たしている方に対してスポーツ表彰を行うこととしておりますが、全国大会や国際大会
における活躍など、この基準を大きく上回る成績を上げた方の推薦があった場合は、教
育委員会から市に対して、平川市の表彰条例に基づく表彰の対象者として推薦する取扱
いを行っております。

平川市表彰条例第4条に規定されている善行表彰のうち、特に市の産業、経済、福祉、
教育、文化、体育等の発展に顕著な功績のあった者に対する表彰となります。

昨年度の例でいえば、バレーボールのアンダー16日本代表としてアジア選手権大会に
出場し、優勝した尾上中学校の生徒に対する表彰がこれに当たります。

これらのことから、教育委員会表彰においては、議員御提案の特別枠の表彰は設けず、
スポーツ大会において顕著な成績を収めた方については、平川市表彰条例による表彰の
候補者として推薦し、審議していただくこととしておりますので、御理解をお願いいた
します。

○議長（石田隆芳議員） 小野 誠議員。

○3番（小野 誠議員） 分かりました。

（2）障がい者スポーツについてですが、障がいのある人のスポーツ実施が、先ほど
パーセンテージで出していただきましたが、少ないというふうに感じました。

障がいのある人自身やその家族、また障がいのある人が属する団体や関係機関に、ス
ポーツを行う意義や有効性、取組の実施などの情報が効果的に提供されないことや、身
近な場所で個々の状況に応じた環境づくりが十分に整っていないことなどによって、障
がいのある人が円滑にスポーツを始められなかったり、継続してスポーツ活動ができな
いことなどに原因の1つがあると考えられます。

障がいのある人のスポーツを振興していくためには、障がいのある人にスポーツを楽しむと思ってもらい、そして興味を持ってもらう取組が必要だと考えます。

平川市では、身体障害者福祉会が中心となって障がい者スポーツ活動を実施しています。7月には津軽地区身体障害者スポーツ大会、8月には青森県障がい者スポーツ大会に参加し、そのほかにもボッチャやフライングディスク等、パラスポーツの練習会も行っているようですが、参加者が少ないというのが現状のようです。

青森県障がい者スポーツ大会は、県内の障がい者が各種競技を通じてスポーツに親しみ、競技力の向上を図り、協調精神を養い、相互の交流を深めるとともに、県民の障がい者に対する理解と認識の向上を図り、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的としております。

今年度の競技参加者は850人、身体障がい者150人、知的障がい者580人、精神障がい者120人の参加があり、個人種目では優勝者でなかつ記録が優れている場合、全国大会への出場がかなうのです。当市でも何名かの優勝者がいましたが、全国大会の出場はできませんでした。

しかし、アーチェリーは当日大会はありませんでしたが、記録を保持していることから、佐賀の全国大会に女子選手が出場し、4位という結果を残しています。2年後、本県で開催される第25回全国障害者スポーツ大会での活躍を期待したいと思います。

そこで再質問ですが、障がいのある人と健常者がスポーツを通して交流ができるようなイベントを開催していただきたいと考えておりますが、これについて市の見解をお伺いします。

○議長（石田隆芳議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（一戸昭彦） 当市では、年間を通して各種スポーツ大会を開催しておりますが、その中の1つに平川市スポーツデーというスポーツイベントがあります。

当初、平川市スポーツデーは、完成したばかりの平川市陸上競技場を会場に開催されていましたが、令和2年度から令和4年度までは新型コロナウイルス感染症の影響により中止となっております。

イベントを再開するに当たり、令和2年度から供用を開始していたひらかわドリームアリーナに会場を移し、誰でも気軽に参加できるをコンセプトに、市民、市内各種団体及び市内学校や企業等に通う方を対象に開催しております。

今年は、令和8年度、青森県で開催される青の煌めきあおもり国スポの平川市開催競技であるウエイトリフティング、エアロビック、グラウンドゴルフ、インディアカのほか、軽スポーツとしてモルックを体験いただきました。

議員御要望の、障がいのある人の参加につきましては、福祉課で把握している住所等の情報や補助員の配置などの配慮が必要と思われることから、担当課と連携を図りながら、健常者と障がいのある人が、交流できるようなスポーツイベントとして、実施できるか協議してまいりたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 小野 誠議員。

○3番（小野 誠議員） 当市で行われているスポーツデーにですね、何とか障がいを持つ子供たちから一般の方まで、全員が参加できるようになればというふうに思ってお

りますので、何とぞ検討方よろしく願いをいたします。

それでは、2番目の質問に入ります。

2 医療的ケア児についてです。

医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、新生児集中治療室等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のことです。

医療の発達により、新生児の救命率が高まり、こども家庭庁は全国で約2万人いると推計されており、医療的ケア児の数は年々増加傾向にあるようです。

そこで、（1）当市の現状と保育所等の受入れ状況について。

当市の医療的ケア児について、人数及び症状等と受け入れている保育所等の施設数及び利用人数をお知らせください。

また、南部町、弘前市、青森市の3自治体では、医療的ケア児の災害対策避難訓練を行い、移動経路や医療機器の作動など、それぞれの症状や状況に合わせた避難対応と課題を確認したとの新聞報道がありました。

そこで、（2）災害対策の取組状況について。

当市では、医療的ケア児に対しどのような災害対策を実施しているのか、お知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 医療的ケア児についての御質問は、健康福祉部長より答弁をさせます。

○議長（石田隆芳議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 私からは初めに、当市の医療的ケア児の現状と保育所等の受入状況についてお答えいたします。

まず、医療的ケア児とは、日常生活や社会生活を営むため、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが恒常的に必要な児童のことを言います。当市で把握している医療的ケア児は、令和6年11月末現在、11名となっております。

また、医療的ケア児の受入れを実施している保育所等は、これまで2施設ありましたが、現在は1施設であり、利用人数は2名となっております。

次に、医療的ケア児に係る当市の災害対策についてお答えいたします。

当市には、医療的ケア児を受け入れるための措置を講じた指定避難所はありませんので、個別の対策に取り組んでいるところです。令和6年11月1日より、医療的ケア児が地域において安心して暮らすことができるよう、事業所への委託による平川市医療的ケア児コーディネーター事業を開始いたしました。

この事業には、医療的ケア児の個別避難計画作成支援も含めており、現在は保護者の方々へ、計画作成の意思確認を行っているところです。計画作成の申出があった方には、個々のリスクを考慮しながら、保護者の方のお考え、福祉避難所の検討、携行品の確認、自宅での垂直避難等の計画を作成します。

始めたばかりの事業ですので、計画作成に係るスケジュールが見通せない部分ではありますが、11名全員分の個別避難計画の完成を目指してまいります。

○議長（石田隆芳議員） 小野 誠議員。

○3番（小野 誠議員） 当市の現状について、いろいろ詳しく教えていただきましてありがとうございます。子供は日々成長し、様々な経験を得て、それぞれの世界を広げる多くの可能性を持っております。身近な家族、友人、生活の中で出会う大人たちとの交流を通じ、社会とのつながりを育んでいます。

しかし、病気であるためにそのような機会が制限されてしまう子供たちがいます。このことを私たちもしっかりと現状を知り、日常的に介助が必要な医療的ケア児について理解を深めていかなければならないものと思っております。

また、災害対策については、重要なポイントは自治体と協力して医療的ケア児の個別避難計画を作成し、定期的に見直しや避難訓練を行うことが重要であり、地域との連携を強化し、災害時に迅速に対応できる体制を整えることが重要だと言われております。

ぜひ、当市におかれましても、災害リスクを軽減し、医療的ケア児とその家族が安心して生活できる環境を整えることができるように、御家族の要望がありましたら避難訓練を実施してみることを提案し、この質問を終わります。

それでは、3番目の質問に入ります。

3 児童生徒の国際交流についてです。

（1）これまでの実績と今後の展望について。

児童生徒の国際交流に関しては、長い間、アメリカのメイン州と交流を続けてきた経緯があります。しかし、コロナ禍の中で、交流が途絶え、現在に至っています。経費の面など様々な理由から、再開の目途が立っていない現状にあると思いますが、この時期の国際交流は、児童生徒にとっては、視野が広がるなど大変貴重な機会であると考えます。

そこで、これまでの国際交流について、その実績と今後の展望についてお知らせください。

（2）台湾台中市との交流について。

これまで交流を続けていたアメリカのメイン州との交流は、様々な理由から再開の目途が立っていない現状にあり、特に、経費の問題が大きな理由と推察されます。

そこで、経費の負担軽減が期待できる身近な国との交流を考えてみてはどうでしょうか。台湾台中市との交流について、実現可能かを含めた意見を伺います。

○議長（石田隆芳議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 御質問のうち、私からは台湾台中市との交流についてお答えをいたします。

台湾台中市との交流については、平成28年12月14日の友好交流協定締結以降、ランタンフェスティバルにおいて、ねふたの展示やねふたばやしの演奏など、観光PRを交流のメインとして進めてまいりました。

そのような中、先月12日から4日間の日程で訪台し、昨年に続いて遠東百貨で開催された弘前市文化物産フェアに同行いたしました。

今年度は、初めて市内の4事業者による物産の出店がかなっており、バイヤーの反応や評価は全くの未知数ではありますが、市内事業者の今後の商品開発や販路開拓等につながることを期待しているところであります。

また、台中市政府を訪問した際には、当市の観光や物産のPRのほか、青森県が新た

に検討している若者交流について、観光旅遊局長と意見を交換しております。この若者交流については、現時点で確定しているものではないため、県や台中市とともに協議を重ねながら実現の可能性について探ってまいりたいと考えております。

市としましては、これまでの観光主体の交流に加え、物産や新たな交流を模索しながら、民間交流への発展、交流人口の拡大を図っていきたいと考えております。

このほかの御質問については、教育長から答弁いたします。

○議長（石田隆芳議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 私からは最初に、議員御質問のこれまでの実績と今後の展望についてお答えします。

児童生徒の国際交流は、平川市国際交流事業いわゆる中学生ホームステイ事業として、平成18年度から始まりました。そこから令和元年度まで、14年間続きました。毎年、中学生10名程度を選抜し、1月に海外でのホームステイを、4月に日本でのホームステイの受入れを行い、14年間で約140名の中学生が海外でのホームステイを経験したことになります。

この事業の狙いは、海外でのホームステイ体験を通して、生きた英語や異文化に触れることです。その中で、国際感覚を養い、語学学習への意欲・能力の向上を図ること、そして将来的には、平川市のまちづくりに積極的に貢献できる人材を育てることです。

成果としては、生きた英語に触れることで、英語への関心・意欲の高まりが見られたこと、異文化に触れることで、アメリカへの関心を深められたこと、ホームステイを通して、交流を深めるとともに、生活習慣の違いなどを学べたことなどが挙げられます。

そして、何より1人1家庭へのホームステイであったため、日本語が伝わらない状況下で、英語を一生懸命話し、コミュニケーションを取ろうとする意欲や、伝わったときの喜びなどを実感できたことが大きな成果でした。

このような成果があったにもかかわらず、コロナ禍により令和2年から令和6年の5年間は、事業を中止したり、実施を見送ったりしてきました。コロナ禍を経て、再開することも検討してきたのですが、交流先であるアメリカのメイン州、カムデンの中学校の状況や、経費の高騰、生徒たちの安全確保の問題などもあり、計画・実施を見送ってきました。

今後は、デジタル技術を活用するなど新たなやり方での交流活動を探っていきたいと考えております。具体的には、令和2年度から実施しているイングリッシュキャンプという事業の中に、オンライン交流を取り入れていくことを検討しています。その中で、国際感覚を養い、語学学習への意欲・能力の向上を図っていければと考えております。

次に、児童生徒の国際交流についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、海外での交流活動は、中学生にとっては貴重な経験であり、視野を広げるという意味でも大変有意義ですし、台湾台中市との交流は、経費の面でも少なく済むメリットもあると考えられます。

また、今年度、近隣市町村が行った台湾との中学生国際交流事業へ参加した生徒から、中国語での会話が大変であったという感想が聞かれたものの、文化交流としては成果があったと伺っております。

現在のところ、児童生徒の台湾台中市とのホームステイ等の直接的な交流は考えてお

りませんでした。当市が行っている台中市との交流が発展し、児童生徒の交流が実現可能になった場合には、担当部署と連携していきたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 小野 誠議員。

○3番（小野 誠議員） いろいろ説明していただきまして、ありがとうございました。児童生徒の国際交流について、14年間、140名の子供たちが交流されたということで、長い間アメリカのメイン州と交流を続けてですね、中学生のホームステイ受入事業では、メイン州のホームステイを受けることで家族との交流を深めたり、生活習慣の違いを学んだり、学校体験では、多くの中学生が外国の中学生と交流することで文化の違いを発見し、相互理解を深めたと思います。

また、中学生のホームステイ派遣事業では、外国でのホームステイ体験をさせることによって、生きた英語や異文化に触れるなどの実体験を通して国際感覚を養い、語学学習への意欲・能力の向上が図られたものと思っております。

先ほど教育長からお話ありましたが、これまで続けてきたメイン州との交流はいろんな面で難しいというふうな状況にあるということをお話されました。やっぱり私は、現地に行ってですね、子供たちがやはり体験、肌で感じ、空気を吸って、そこにですね、感ずるものがあると思うので、私は、現地に赴いて行ったほうがですね、いろいろ視野が広がるというふうに感じておるものでございます。

先日の市長説明要旨で、友好交流協定を締結している台中市政府を、11月12日から4日間の日程で訪問し、当市の観光や物産のPRのほか、今後の両市の交流が発展できるよう意見交換を行ってきたと市長が話されておりました。

先ほどの答弁では、若者交流、これ実現可能かどうか分からないということでありましたけども、児童生徒の文化・スポーツ交流等も含めてですね、考えていただけたらというふうに思っております。

台湾では、野球とソフトボールはとても人気のあるスポーツでございます。WBSCプレミア12や第4回WBSC U-23ワールドカップなどの重要な大会も台中市で行われております。当市においても、今年ソフトボールワールドカップ優勝に貢献した工藤環奈さんも世界で活躍しております。

子供たちの未来のためにも国際交流が実現していくことを御期待申し上げ、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石田隆芳議員） 3番、小野 誠議員の一般質問は終了しました。

午前11時まで休憩とします。

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（石田隆芳議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第2席、15番、齋藤 剛議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（齋藤 剛議員、質問席へ移動）

○議長（石田隆芳議員） 齋藤 剛議員の一般質問を許可します。

○15番（齋藤 剛議員） ただいま議長より一般質問の許可を頂きました、2席、15番、美郷会、齋藤 剛であります。

私は、一般質問は分からないことを専門の役員またはプロの方々に、分かるように説明を伺い、または助言できればと思っております。これから2点について分かりやすく教えてください。

まず、1 带状疱疹ワクチンについて。

（1）ワクチンの種類と県内の助成状況について伺います。

带状疱疹は、私ども津軽の人間は、つづらごって言うておるようでございます。体内に潜む水痘・带状疱疹ウイルスが加齢、疲労、病気など様々な要因による免疫低下によって発症する疾病であるから、加齢による影響が大きく、50歳代から特に発症率が高くなっていると聞いています。

また、高齢者の場合、重症化しやすく、皮膚症状がなくなっても痛みが継続することが多いと聞いております。また、ハント症候群と言うて顔面麻痺になる場合もあるそうです。

この带状疱疹の発症を抑えるには、ワクチンの接種が有効だと思います。接種費用に対する助成を行っている自治体もあると聞いています。市民が笑顔で暮らせる初老の悩みを救ってほしいと思います。

現在使用されている带状疱疹ワクチンの種類と県内における助成の実施状況について、お知らせください。

（2）平川市の今後の助成について、市ではどう思っているのか、お尋ねいたします。

○議長（石田隆芳議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 私からは、带状疱疹ワクチン接種費用への助成についてお答えをいたします。

带状疱疹は、水痘・带状疱疹ウイルスによって引き起こされる皮膚の病気で、主に体の左右どちらかに発疹や水膨れが带状に現れ、強い痛みを伴うものとなっています。

また、带状疱疹を発症した方の約2割は、皮膚症状の治癒後も、3か月から、長く続く方は10年以上、強い痛みと神経痛が続く带状疱疹後神経痛に移行し、かかった方のQOL、生活の質の低下が心配されるところでございます。

この疾病に対応する带状疱疹ワクチンについては、带状疱疹や带状疱疹後神経痛の発症予防に大きな効果が見込めるものと認識しておりますが、議員御指摘のように接種費用が高額となる場合があります。

現在、厚生労働省において、带状疱疹ワクチンをB類の定期接種に位置づける方針で検討が行われている状況ではございますが、当市におきましては、高齢者支援の観点から、定期接種化の決定を待たず、助成開始に向けて検討を進めてまいります。

带状疱疹ワクチンの種類、青森県内の助成状況の御質問については、健康福祉部長から答弁をさせます。

○議長（石田隆芳議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 带状疱疹に対応するワクチンの種類につきましては、現在、生ワクチンと不活化ワクチンの2種類が薬事承認されております。

まず、この2種類のワクチンについて、概要を御説明いたします。

生ワクチンは、接種費用8,000円程度で1回接種するものとなっております。带状疱疹の発症予防効果は50%程度、带状疱疹後神経痛の発症については、66%程度の予防効果があると言われており、効果の持続期間は約5年となっております。

不活化ワクチンは、接種費用2万2,000円程度で2回接種するものとなっております。带状疱疹の発症予防効果は90%以上、带状疱疹後神経痛の発症については、88%程度の予防効果があると言われており、効果の持続期間は9年以上となっております。

次に、県内における助成状況について御説明いたします。

県内では、むつ市、六ヶ所村、蓬田村、西目屋村の4自治体において助成を実施しており、助成内容としましては、50歳以上の方を対象とし、1回当たりの接種費用に対し上限1万円、または接種費用の2分の1を助成しております。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤 剛議員。

○15番（齋藤 剛議員） 市長の答弁で、国の決定を待たずにとこのような形でしたので、非常によいかと思います。でも、なるべく早くお願いしたいなと思っています。

例えば、50歳過ぎの人云々と言えば、60歳台も入りますし、非常に子供たち、もしくは孫たちの学費がかかっている頃、そして、両親ともまだ健在だけでも意外と施設に入りかけているというような、ちょうど五十、六十歳台って言えば微妙に生活費がかかる時期なんです。

そのとき、この带状疱疹について悩まされ、病気になった場合、家族の負担がかなり多いかと思いますので、その辺よろしくをお願いします。

そして、生ワクチンと不活化というような2つのワクチンで、生ワクチンは8,000円の1回、不活化は2万2,000円の2回という形でありましたけども。むつ市、六ヶ所村、蓬田村、西目屋村等では、全額のところもあるだろうし、半額ったか、3分の1ったが、その程度のあれもあるかもしれませんけども。

我が平川市では、例えば毎年50歳以上の人が何人ぐらい、500人ぐらいいるんでしょうか。そいでワクチンを希望する人が、その3分の1か4分の1かなって思って、間違いないのかもしれませんが。

その年になったから全員ワクチンやるって、希望するという方もいないと思うので、意外とそんな費用はかからないと思います。その辺は、健康福祉部長、どんな計算ってすのかな、どの程度まで考えていますか。

○議長（石田隆芳議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 当市の罹患者数は把握してはおりませんけれども、厚生労働省の資料によりますと、带状疱疹の罹患率は、50歳以上の1,000人当たり年間で10.9人、1,000人当たりで10.9人です。

当市の令和6年11月1日現在の50歳以上の人口1万6,524人により算定した場合は、180人程度と想定しております。

それで、その50歳以上を対象とするのか、65歳以上を対象とするのか、その制度の設計についてはまだ確定したものはございませんけれども、仮に50歳以上の方、1万6,524人の方のうち10%程度の方が接種したと仮定すれば、3,600万円以上の経費がかかるものと試算しているところでございます。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤 剛議員。

○15番（齋藤 剛議員） それは私ども平川市の人数云々じゃなくて、全国の平均が10分の1かな、ですので、それに当てはめているかと思えますけども。

我々平川市で、例えばコロナのあれは別として、自己負担が必要なインフルエンザ、平川市は今1,500円かなと思えますけども、それ何パーセントぐらい、全人口ですね、子供も大人も合わせて、子供という言い方変ですけども、人口の何パーセントぐらいって言いますか、インフルエンザのワクチン。

○議長（石田隆芳議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 申し訳ございません、インフルエンザの接種率の統計の資料について持ち合わせしておりませんので、ここで答弁できません。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤 剛議員。

○15番（齋藤 剛議員） 健康福祉部長だったら、ある程度、平川で何パーセントぐらいって、インフルエンザのあれは知っておいたほうがよいかもしれません。

それはいいとして、例えばそのワクチン打つことを義務化すれば、それは皆さん一生懸命やるでしょうけども、自分の希望により、いや、わっきや何ともねえじゃというような感じで、帯状疱疹のワクチン受けない人も8割、9割いるとするならば、意外と経費もかからないんじゃないかなと思います。

そして、みんな、私たち昔から言われているんですけども、体一回りへば命に関わるというようなことは、じいちゃんばあちゃんから言われてきました。でも、幸いにして、それで命に関わった人はいないみたいですけども、それほど苦しむ痛みみたいなんです。

人によってみんな違いますけども、胴一回りする人もいるし、また、頭に帯状疱疹ができる人もいます。そして、耳の中にも出るとかって聞いています。どこに出るのが原因は何だかって言えば、小さい頃、水ぼうそうやった人のワクチンって体内に残っているから意外となりやすいとかって聞いていますけども。私ども、じゃあ2歳のとき、3歳のとき、母親から聞いて、な、小せえとき、熱出してほうそうやったんだねって言われた人は記憶にあるかもしれませんが、言っていないのか自分自身記憶にありませんので。

それは小さい頃です。大体小学校、中学校ぐらいになって云々って言えば、あのとき熱出して学校も休んだなっていうのは、記憶にあるかもしれませんが。本当に幼少の頃は分からないかと思えますので、自分でワクチンを打てばいいのが、打だねくてもいいのかということさえ分かりません。私は意外と家に帰れば、うがいをするし、手洗いはするし、絶対インフルエンザのワクチンは打たなくてもいいという自信あります。インフルエンザのワクチン、始まってからまだ1回も打ったことはありません。

中学校の頃から注射嫌いで、注射逃げで歩いた経緯もありますけども、注射はとにかく嫌いだという感じもあります。そして、インフルエンザのワクチンは打ったことないし、健康診断は受けているけども、そのような性格なのか、注射嫌いなのか分かりませんが、そういうこともあります。

例えば、帯状疱疹ワクチンも、市で補助を出すよって30%出すよ、50%出すよ、人数少ねえんだったら、100%出すよって言っても、好んで自らやろうよという人はいないかもしれませんが、それは別に300万円も400万円もかかるのではないのかなって感じています。

そして、生ワクチンで、8,000円で1回と、それから2万2,000円の2回、そして90%効ぐ、88%効ぐ、9年効ぐとかってありますけども、9年後にもう1回打でばいいのか、9年後になれば、つづらごの病気じゃなくて別な病気にかかって非常に苦しんでいるかも分かんねえし、それは9年効ぐんだば9年効いでらほういいんだけども。

そんなに、費用的に高いわけじゃなくて、例えば、むつ市は大きいけども、六ヶ所村、蓬田村、西目屋村っていうのは意外と人口もその割に少ないし、50人か100人、年間に50歳超える人がいれば、50歳超えるって言っても、55歳も50歳以降だし、例えば年間にそんなに100人もいるわけでないって感じすんだけども、その辺は何パーセントでしたっけ。もう一度、その市町村別の割合。

○議長（石田隆芳議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 先ほど、県内における4自治体の助成があるという御説明を申し上げました。

その各市、村のその助成割合については、上限を1万円としているむつ市ですとか、ほかはその接種費用の2分の1を助成する、というような助成の設定をしているようでございます。

ただ、その各市と村のその接種率については調査しておりませんので、どの程度の接種率になっているのかというようなことは、ちょっと申し上げられないところでございます。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤 剛議員。

○15番（齋藤 剛議員） 私ども一般質問やるって言ってから、大体18日暮らしました。そして、そのときの調査では、私の意外とこういうことを知りたいんです、こういうことを聞きますということも伝えてあります。

例えば、むつ市は何パーセントなのか、蓬田村は何パーセントなのか、そのパーセンテージも聞くがも分がんねって言ったような記憶もございますけども。やっぱり一般質問の期間が長ければある程度調べることもできるだろうし、じゃあ自分がそこの市町村行って云々調べるのも当たり前ですけども、ちょっと億劫にして、行きませんでしたので。

もしできましたら、今度からでも、一般質問する人がこういうことを聞きたいって言ったら、ある程度そこに電話してでもいいから、むつ市さでも六ヶ所村でも電話してもいいから、まして県に聞けば一番分かると思うはんで。そういうとこ、やっぱり質問する人に対して丁寧に言えばなんだけども、何回も聞がなくても、聞がれなくてもいいように、国の調査とかって、それは国の調査は調べりや分がるんだがも分らないけども。各市町村のその分配率じゃないけども、パーセンテージも、そして果たして、西目屋村辺り何人いるのかとか、何人対象になるのかとかって、そうやって言ってくればかなり質問の時間も短くなるかなって思うんだけども。

別に質問の時間伸ばすために、こうやって何回も聞いでるんでねえんだけども、ある程度そうやっていただければ助かるかと思えます。

2分の1の費用って言えば、8,000円かかるのは4,000円でいいだろうし、そして5年間もまたある程度、保障っていう保障はないだろうけども、保障されるでしょう。

そして、2万2,000円のが2回打たなければならぬっちはゅうのは、9年もつはんで

いいんだか分かんねえけども、その辺も例えば半分だとすれば、2万2,000円のものが1万1,000円の負担で9年ももつんだから、そして86%も効くっていうんだからよいかと思いますけども。

平川市、私、年間500人ぐらいかなって感じるんだけど、これもただ感じているだけで、本当に何人ぐらいが50歳前後をクリアするのが、超えられるのか分かりませんけども。その半分としても、10分の1の50人が接種を申し込んだ、そのうちの半分といえ、もっと安くなるんだはんで。先ほど市長が言いましたけども、国の決定も考えているみたいですけども、その国の決定よりも先にというような気持ちもあるみたいですので、初老の皆様には朗報かなと思います。

何とか苦しんでいる人、本当に真面目に苦しんでいます。真面目に苦しんでいるって言い方ちょっと言葉になっていませんけども。そして、のらっさのタクシーもありますので、痛いはんでってば車の免許のない人でも来られますので、その辺の苦しみも分かち合っていきたいなと思っていますので、よろしく願いしまして、1の質問は終わらせていただきます。

2 入札について。

(1) 入札の実施方法と辞退について伺います。

私たち、一般の社会で暮らしていれば、仕事をしていればですね、事業主として会社を経営するために仕事はなければなりません。そして、時には本社のほうから入札希望のあれ、ファクスで流れてきて、自分でその現場を見て、よければその現場にまた行って、そして現場の人たちに物聞いて、それで本社のほうに丸つけてファクスして返してやります。それが私たちは意外と手の抜いた入札方法でございますけども、この辺にある一般の会社は、入札云々すれば、自分で入札したら最後までやる。そして、最終的に親会社から売上げをもらうというような形で会社経営していると思います。

それを念頭にして、私たち平川市だけでないかもしれませんが、意外と入札について、不条理って言えばなんだけど、例えば8者が入札の希望あって、にもかかわらず2者のみで入札したとか。えって、8者あって何で6者も入札拒否するのよって。そい込んだば入札する資格ねえべなって感じております。

例えば、入札するに当たり、その入札審議委員会か、入札云々に関するあれはあるのか、審査する人。そして、例えば今年の7月頃ですけども、副市長がやめたのも入札の云々であったみたいです。そして、入札に関して、例えばそのもの解体する、建設するに当たり査定する人、査定人ですんだが何だか分からないけども、評価する人、我が平川市に専属としているのでしょうか。

それと、その辞退について、なぜ辞退するのか。辞退すんだったら最初から参加さねばいっきゃなって感じるんだけど、それなりの役所なりの事情があるから、そういう人たちは様子見にきているんだが。しゃべり方ちょっと悪いけども、例えば、8者いる、8者いで入札に来ました、6者が辞退しました、じゃ、2者で、などわどうしよういぐやればいになっていような談合はできやしないか。それは札だからそのほかに物は書けませんので、値段書いで落ちるのかもしれませんが、ちょっと解せない部分がありますので、入札の種類と、入札審議委員とかっているものか、必要なか必要でないのか。

それと、最低価格はあるでしょうけど、最高価格ってあるのか、その辺についてお尋ねいたします。

○議長（石田隆芳議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 入札についての御質問は、財政部長より答弁をさせます。

○議長（石田隆芳議員） 財政部長。

○財政部長（對馬一俊） 私のほうから、入札の実施方法と辞退の理由についての御質問にお答えいたします。

まず、入札の種類、これ2つ大きくございます。1つ目が一般競争入札、それから指名競争入札、主にはこの2種類でございます。

平川市の場合、設計額が130万円を超える工事、建設工事関係ですね、それから測量、設計に関わるもの、これ50万円を超えたもの、いわゆる建設関連業務ですね、については一般競争入札です。

それから、議員言われる辞退が多いという御指摘のものにつきましては、いわゆる物品購入、それから施設の管理業務、こちらがいわゆるその指名競争入札に付しています。

先ほど議員のほうからいろいろ、なぜ辞退するんだっていうところの話になりますが、まず一般競争入札のほうです。工事、それから工事関連の業務のその内容、規模によって地域要件をつけるわけです。例えば、市内とか、中弘管内とかですね。例えばこういった工事の資格が必要だとか、あとは実績何ぼ以上の、こういった工事の実績があることということで、そういった条件を付してですね、公告をします。募集をかけます。

それを見た業者のほうですね、発注内容を見て、例えば工事の期間、あとは機械が準備できるできない、それから工期、それからほかの、例えば公共工事受注している場合もあります。それから民間からの、企業からの受注している可能性もあります。それを見て、議員のほうから先ほど言った、現場に行ってみて、やれるなというところであればですね、そういったところで、希望する業者がいわゆる手を挙げて参加申請するわけです。ですので、こういった手挙げ方式になりますので、当然ながら辞退は生じないということになります。

一方で、議員が疑問に思っているのが指名競争入札です。こちらは、つまりその手挙げ方式ではなくて、まずその市がですね、我々のほうで発注内容を見て、対応が可能と思われる業者を、資格者名簿ってあるのですが、私のところではこういった商品扱っています、こういった項目まで対応できますという客観的なこの名簿がございます。その名簿の中から、我々行政側でですね、発注内容に応じて業者を選定します。

で、それに基づいて、業者のほうにですね、指名の通知を出しまして、どうかこういった発注内容の入札があるので参加できませんかと、参加をお願いします。これが指名競争入札です。ですので、当然ながら我々が一方的なお願いになるわけですので、指名された側の業者の、当然都合とかですね、全く分からないわけでございます。

当然業者の都合上、こういった量のものを準備できないですとか、人が準備できない、そもそもほかの受注がいっぱいあって工期が間に合わないといったことも当然ございまして、そういったことから辞退が生じているということでございます。

例を申し上げますと、この間、議員のほうからも御質問のあった、金田小学校の備品関係ですね。こちらのほうは、指名名簿の中からですね、中弘南黒、東青とか、西北五

地域に本店、営業所があつてですね、そういった中に、発注内容の事務用品ですとかステール製品、机とか、椅子関係ですね、そういったものが対応できますという業者の中から11者指名をさせて、入札を行ったところです。その結果として、応札できた業者が5者で、都合が悪い、納期の納入が困難とかですね、そういったもの自体積極的に販売していないという理由で辞退されたのがですね、6者あったというところでございます。

以上のように、辞退が生じるのはこの指名競争入札の仕組みにございまして、我々行政側がですね、業者に通知を出して参加のお願いをする、そういった仕組みでございしますので、当然、通知を受けた後、指名された業者はその発注内容をそこで初めて確認をして、自分たちが応札できるかできないか、そういったことで判断をし、辞退される場合は、それはやむを得ない。これは当市のみならず、この指名競争入札の手續上必ず生じるところでございしますので、そこら辺、まず御理解をいただきたいと思います。

それから、何点か御質問あつたのですが、まず入札関係の審査会の関係でございすけれども、まず工事関連ですね、入札審査検討委員会、ちょっと名前が確かかあれですけれども、あとは等級の格づけの審査会、工事関連に関わる部分ですけれども、これ毎年必ずやります。当然、座長は副市長ということで、1,000万円以上の工事、こういった要件で発注してよいか、それは入札ではなくてこういう方式、地域要件をかけて発注してよいかという、そういった審査会があります。

あとは等級審査会、土木工事であればA級、B級、C級って聞いたことあると思うんですけども、国の評価に基づいて等級づけしていく、そういった審査会があります。

一方で、指名に関しては、先ほどほかのちょっと自治体の御指摘あつたのですが、指名審査会に関する審査会そのものはないです。

ただ、手續としましては、我々のほうで先ほど申し上げましたとおり、名簿の中から客観的に対応できる業者を丸つけてあるんですね。業者のほうで、我々、こういうの対応できますよと、そういった丸つけている項目の中から我々のほうで、事務方のほうで選んでですね、上のほうに決裁を頂くと。そうやって施行してよいかという伺い、そういった方法でございす。

それから、予定価格。最低制限はあるんですけども、上限、高い設定はあるのかという御質問あつたかと思いますが、これについて、いわゆる予定価格、設計価格ですよ、予定価格、それが議員おっしゃる最高の額に当てはまるというふうに思っていたければと思います。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤 剛議員。

○15番（齋藤 剛議員） 非常に丁寧な説明ありがとうございます。

私たち、議会の前に議案の説明会などがありまして、入札に関するものは、これが入札になりましたっていうことを聞いて、辞退が何ぼあつて、せば、2者が何ぼでどんでやばへっていうのも非常に疑問だったんです。どへば、こういう価格が出るとかじゃなくて、などわど2人して物決めるんず、緊張感も何もねえべねなっていう。8者と競争するのと、2者で競争すんだば、何か競争入札でないみたいな感じもして。

結局、例えばですよ、非常に物の考え方が悪いんですけども、この物品を納入するんだと。わはこの物品は何も扱いしてねえんだけど、わ、友達さしゃべれば安くよこす

はんで丸投げで取るじゃというような。そして、入札して、どんとけやぐさ任せて、な、続けろやってせば、それも指名入札の中に入っているのかなと思って。そんでねば、会場に来て内容見て、わ、これだばやっぱり仕入れできねえじゃとか、この値段だば入札しても赤字さなるじゃとか、納品する期間がねえじゃとかって、丸投げもされねえはんでやめたっていうのもあるかもしれませんけども、やっぱり指名入札っていらねえんでねえか、やめだほういいんでねえがっていう感じもするんだけども、あまり飛躍的な物の考え方なのか、ちょっとその辺、なければならぬ理由をひとつお願いします。

○議長（石田隆芳議員） 財政部長。

○財政部長（對馬一俊） 指名競争入札の必要性という御質問でございます。

先ほどもちょっと答弁の中でお話をさせていただきましたが、我が市のみならず、指名競争入札に付している案件は、物品購入、それから例えば施設の清掃、それから警備、そういったことが指名競争入札の案件となっています。その中には、先ほど、価格ですね、いわゆる最低制限の価格を設けているのが一部ありますが、ほとんどがですね、上限価格、予定価格はありますが、下限の価格の設定がないわけでございます。これはどの自治体でもそうなのですが、要は入札しようと頑張ってますね、頑張りが過ぎてあまりにも低い額で入れるケースがあるそうでございます。

いわゆる安い価格で入れたあまりに、発注したいその内容に対応できないという、要は物の質を下げざるを得ないとかですね、そういった問題がいろいろあったみたいでございます。

ですので、いわゆるある程度実績、それから例えば過去にそういった応札をした業者などをですね、あらかじめ取り除くといういうか、そういったところが指名競争入札のメリットとされているところでございます。ですので、適正な品質の確保とかですね、確実な役務の提供、そういったスムーズな取引のためにはですね、ある程度やっぱり絞り込んで指名入札をしてですね、参加をしていただく制度そのものは必要だと思っております。これは法令上認められているところでございます。

それから、指名を受けた後、ぶん投げ、要は対応できないので全部ぶん投げとか、そういった御質問ありましたが、当然ながら丸投げというのはちょっと道義上あり得ないわけでございますので、中には再委託の禁止とかですね、そういった縛りをかけているところもございます。それから、あとは何よりも、会場に来て入札、やっぱり私駄目だとか、おめえのとこどこだとかというような話をされていたかと思えますけれども、今ですね、コロナ禍以降ですね、会場に来なくとも、いわゆる郵便入札、郵便で送って当日に開封という手続にしておりますので、会場で業者がああだこうだという機会はないわけでございますので、そこら辺も含めてですね、公平性とかですね、競争性は十分に担保されているものと御理解をいただければと思います。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤 剛議員。

○15番（齋藤 剛議員） 先ほどちょっと聞いたんだけども、聞き逃したんだかどんだか分かんないけど、我が平川市に、例えばこの建物を建てるとか、この建物を壊すとかっていう査定員ですのかな、何ぼぐらいかかるよとか、2億5,000万円ぐらいかかるよとか、3億円以上はかかるんでねえかとかって、そういう計算する人っていうのかな、査定する人って、専属にありますか。

○議長（石田隆芳議員） 財政部長。

○財政部長（對馬一俊） 査定員という御質問でございますけれども、専門の査定員というのは、配属はないのですが、それぞれその発注元において、国とか県のそういった基準に照らし合わせて、システムでやるかどうかはちょっと別として、公共用の査定というか、積算を基にしてですね、予定価格を設定している、工事でも解体でも、そういった形の公共用の見積りを使っているというイメージで捉えていただければと思います。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤 剛議員。

○15番（齋藤 剛議員） いろいろ詳しく分かりました。

私たちは、議案説明会で、ただ、どこどこ入札したってすのペーパーで教えられて、ええって、こんな感じだったのかってというのが、ちょっといま分かったような気がします。

でも、これからも、今度入札って言えば、裏のページも見て、これが指名入札なんだな、だからこういう結果が出たのかな、それともこれが一般競争入札だからこうなったのかなということも今度は見方が分かりましたので、それも確認してみながら、また自分で疑問があったら皆さんの指導を受けたいと思いますので、私の質問、これで終わります。

○議長（石田隆芳議員） 15番、齋藤 剛議員の一般質問は終了しました。

昼食等のため、午後1時まで休憩します。

午前11時48分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（石田隆芳議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第3席、2番、葛西厚平議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（葛西厚平議員、質問席へ移動）

○議長（石田隆芳議員） 葛西厚平議員の一般質問を許可します。

○2番（葛西厚平議員） ただいま議長より一般質問の許可を頂きました、第3席、議席番号2番、ふるさと平川を思う美郷会の葛西厚平でございます。

温暖化と言われている昨今ですが、やはり12月ともなればそれなりに寒くなるし、雪も降りました。寒暖差もあり、体調管理に気を遣うところであります。市民の皆様におかれましても、年末年始の繁忙期を迎えるに当たり、体調に御自愛くださるようお願い申し上げます。

令和6年を振り返ると、私の身近なところでは、水稻は豊作で、しかも米価も高値基調が続いております。まだ正式には発表されていませんが、りんごは主力のふじを中心に24年産の生産量は少ないようです。

気になるところとしては、今朝の東奥日報の一面にもあったように、りんごの流通が変わってきたことです。ある会社のりんごの輸出が一面に報道されていました。JAの出荷量が極端に少なくなり、今後の動向が気になるところです。

また、りんごの生産現場では、高齢化のせいか、本来であれば収穫の秋ということで、

農家が一番喜ばなければならないところだと思いますが、収穫作業の大変さから、つらそうな表情をしている生産者が多くなったなど感じております。

12月議会を前に、私たち地方行政に関わるニュースとしては、去る11月29日に、地方創生の実現に向けた政府の新たな有識者会議の初会合が開かれました。伊東地方創生担当大臣は、地方の取組を日本全体の活性化につなげたいとして、様々なアイデアを政策に生かしていく考えを示しました。

この中で伊東地方創生担当大臣は、地方が活性化しなければ日本全体の活性化はないという強い思いで会議を立ち上げた。地方創生を日本創生につなげられるよう元気づけていきたいと述べ、地方の様々なアイデアを施策に生かしていく考えを示しました。

出席者からは、地方で若者や女性が働きやすい環境をつくることが重要だという指摘や、やる気のある若者が地方に移住するのを後押しするべきだという意見などが出されました。今後、国が方針を示して、私たちの住む地方が活性化されることを期待いたします。

私は、12月定例会の一般質問において、4項目の質問も1つのテーマを設けて作成したつもりです。それは、元気な平川市の創生です。持続可能な農業の推進、そして少子高齢化の現代、生涯現役という言葉もあるように、健康寿命の向上が重要だということで、特定健康診査について質問いたします。

次に、マイナンバーによる行政業務のスリム化、今回はマイナ保険証について質問いたします。そして、政府の地方創生についての有識者会議の中でもあったように、やる気のある若者が地方に移住するのを後押しするべきだと提言がありました。そのとおりに移住に関しての質問をしてまいりたいと思います。

それでは、質問に入りたいと思います。

1 持続可能な農業の推進についてです。

(1) 7月下旬に地区別座談会が各地区で行われました。そこへ私も出席する予定でしたが、議会の行政視察で私の出席はかないませんでした。その地区別座談会で見てきた地域の現状と課題について、お伺いいたします。

次に、(2) 水稻に関連する組合組織の現状と今後についてです。

平賀地域で22組織、尾上地域で13組織ありますが、その中に法人化を図るなど持続可能な取組をしている団体、組合などがありましたら、その数をお伺いいたします。市では様々な施策を実施しており、併せて市の補助事業の活用状況をお聞かせください。

(3) 大規模農家について。

高齢化などによりリタイアする農家の増加により、空いた農地の受皿になるのが大規模に経営している個人農家や法人になると思います。組合組織のままでは、税制上不利な面が多いので受皿になるのは大変難しいと思います。

農地の集約化については、以前、議員になって最初の一般質問でさせていただきました。あれから農家さんの話を聞く中で、水田は水系ごとに農地をまとめる、りんご園などの畑はなるべく近隣の方に斡旋するべきだとの意見がありました。

諸般の事情や人間関係などの面からも、簡単ではないことは承知しております。たとえ無理だとしても、問題を一つ一つクリアしていくのが大切になると思いますので。

そこで、空いた農地の受皿、そして集約化の目標の前提となる市の方針をお聞かせく

ださい。

○議長（石田隆芳議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 葛西厚平議員御質問の持続可能な農業の推進についての御質問のうち、私からは農地集約化の方針についてお答えをいたします。

農地の集約化は、農業の生産性を高め、生産コストの削減につながることから、将来にわたって営農活動を継続していく上で重要となっております。集約化を進めていく中においても、水稻や大豆など水田農業が盛んな地域、りんごや桃など果樹栽培が盛んな地域、ニンジンや大根など高冷地野菜が盛んな地域、さらには大規模農家が多い地域、生産組織がある地域など様々であり、地域の実情に合わせて集約を進めていく必要があると考えております。

このため、市では市内を16地区に分け、それぞれにおいて、農業者をはじめ地域の関係者の話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の在り方を示す、地域計画の策定を進めているところです。地域計画は、今年度末までに完成させることとなっており、計画が完成した以降は、この計画に沿って農地の集約化を進めてまいりたいと考えています。

このほかの質問につきましては、経済部長より答弁をさせます。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） 初めに、7月に開催した16地区の座談会から見えてきた、当市農業地域の現状と課題についてお答えいたします。

まず、水稻を主作目とする地区では、長く続いた米価低迷により離農者が増えていることや、生産組織における構成員の高齢化及び機械の更新に係る財源不足により、組織の維持が難しくなっていること、また、農地の集約を進めるためには、水田の大区画化や水路整備など、抜本的な基盤整備が必要である旨の意見がありました。

りんごを主作目とする地区では、防除組織の構成員の高齢化により、組織の維持が困難になってきていることや、作業効率の悪い傾斜地について、現役世代が耕作できなくなれば、そのほとんどが不作付地となっていく旨の意見のほか、鳥獣被害が多いことから、その対策が必要である旨の意見がありました。

高冷地野菜が主の東部地区では、日々の生産に要する労働力不足が深刻であることに加え、高齢化と後継者不足により、農地の受け手の確保が困難である旨の意見がありました。

地区によって特有の課題はありますが、全地区共通の課題といたしましては、農業従事者の高齢化と後継者不足が深刻な状況にあるということが、課題として見えてきました。

次に、持続可能な取組をしている組合の数ということですが、一概に法人化だけが持続可能な取組ということではありませんが、組合組織のうち法人化している水稻組合の数とこれらに対する補助事業の活用状況について、お答えいたします。

現在、法人化している組合組織は、平賀地域に2組織、尾上地域に2組織の合計4組織あります。

補助事業の活用状況につきましては、直近5か年で、農業機械オペレーター養成事業を活用した大型特殊免許取得が4件、フォークリフト免許取得が1件、スマート農業導入支援事業を活用した自動操舵装置の導入が2件、ドローン技能認定取得が5件、稲わ

ら有効利用支援事業によるすき込みが10件となっております。

○議長（石田隆芳議員） 葛西厚平議員。

○2番（葛西厚平議員） 私も、ここ平川市で農業をされていて感じていること、後継者不足が挙げられると思います。

たまに農業を志したいという全然農業に関係ない方もたまにやりたいと来るんですが、なかなかうちが農家でないとか、そのつながりがなければ、やはりすぐには独立していくのは大変困難だと思います。

それでは、再質問に入ります。

市では法人化にお手伝いしていますが、すぐに、そういう意味で雇用の受皿となるかもしれない農業法人について、もう一度お願いしたいと思います。要するに、いま述べたとおり、やはりすぐに独立してやるのは難しいということなので、そういうなんか農業の勤めるところがあればいいなと私感じたところです。

今後の市としての、その法人、働く場としての方針の考え方などありましたら伺いたいと思いますが。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） 農業法人の育成方針についてお答えいたします。

農業経営体の法人化は、金融機関や取引先からの信用が増すことや、幅広い人材の確保により、事業展開の可能性が広がるなど経営上のメリットがあるほか、役員報酬を給与所得とすることによる節税や、農業経営基盤強化資金借入限度額の拡大など税制及び融資面のメリットもあるとされております。

市といたしましては、地域農業を維持、発展させていくため、こうしたメリットを生かし、経営の安定化を図る経営体を育成することが重要であると考えますので、引き続き法人化を検討する方には、県の専門家派遣制度の活用を促すほか、市の農業経営法人化支援事業により設立に係る経費等について支援してまいります。

○議長（石田隆芳議員） 葛西厚平議員。

○2番（葛西厚平議員） 分かりました。私4項目でも言いますが、やっぱり働く場として重要になってくると思うんで、今後も農林課と話しながら、またどのような施策がいいのか話合っていきたいと思います。

それでは、2 特定健康診査について伺いたいします。

私のうちでは、母の介護を家族でしているのですが、いずれは私も通る道と思いながら介護をしています。でも、できることであれば同じ道は通りたくないわけで、労働力不足の現代ですので、できるだけ元気で働ける健康寿命が重要になってくると思います。

健康を維持する上で重要になってくるのが、健康診査ということになると思います。私も進んで健診に行くというよりも、家族や知人に促されて嫌々行っていたほうなんで、この場で質問するのはいかなものかと思いますが、健康がまず第一ということなので質問をさせていただきます。

（1）近年の受診率の推移について伺いたいします。

まず最初に、国保加入者の特定健康診査の受診率の推移について伺いたいします。私が受診するときは、受診者は女性が多いなと感じるわけですが、男女別では受診率に差があるのか、併せて伺いたいします。

次に、（２）特定健康診査の受診率向上の取組についてお伺いいたします。

高血圧、糖尿病をはじめとする生活習慣病を予防する上で、受診率の向上が重要になってくると思われます。受診率向上についての市の取組をお伺いいたします。

次に、（３）歯周疾患検診についてです。

近年、口腔の疾患が様々な病気に関連していることが分かってきました。代表的な口腔の疾患には虫歯と歯周病があります。特に歯周病は、様々な全身疾患と関連していることが報告されています。

特に歯周病は、心血管系疾患、高血圧症、糖尿病、肺炎、骨粗鬆症、認知症などとも関係があり、全身の健康を維持するためにも注意が必要です。歯周病は自覚症状が少なく進行していることが多いため、定期的な歯科検診やメンテナンスが大切です。

そこで、市が実施している歯周疾患検診の受診率と受診率向上の対策を実施しているのか、お伺いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 御質問の特定健康診査については、健康福祉部長より答弁させます。

○議長（石田隆芳議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） まず、当市の過去３年間の受診者数と受診率を男女別にお答えいたします。

最初に、令和３年度の男性の受診者数は１,１９７人で受診率は４１.５％、女性の受診者数は１,２９６人で受診率は４６.１％となっております。続いて、令和４年度の男性の受診者数は１,２０４人で受診率は４３.５％、女性の受診者数は１,２９７人で受診率は４８.２％となっております。最後に、令和５年度の男性の受診者数は１,１８１人で受診率は４３.３％、女性の受診者数は１,２９５人で受診率は４９.８％となっております。

過去３年間の男女別受診率の平均は、男性が４２.８％、女性が４８.０％で、男性と比べ女性のほうが５.２ポイント多い結果となっており、議員御指摘のとおり女性の方が受診する割合は高い傾向にあります。

次に、当市の受診率向上の取組についてお答えいたします。

まず、市では健診の受診機会をより多く確保するため、各町会の集会施設や市役所第２庁舎などを集団健診の会場として設置し、身近な場所で特定健診を受けられる体制を整えております。今年度は延べ４０か所を実施し、そのうち８か所は平日に受診が困難な方に配慮し、日曜日に実施しております。

また、弘前市医師会や南黒医師会に加盟する９１の医療機関と契約を締結し、かかりつけ医や最寄りの医療機関で受けられるよう受診しやすい環境づくりにも努めております。

次に、周知方法につきましては、特定健診対象者全員に受診券を送付するほか、市の広報紙、ホームページ、毎戸に配布する健康カレンダー、保健協力員による毎戸訪問での受診勧奨を実施しております。

また、申込方法として、従来の紙や電話、ファクスによる申込みに加え、令和６年度からは集団健診に限り、ＬＩＮＥやウェブによるオンライン申込みも開始しているところです。

さらに、特定健診未受診者には、年２回個別に受診勧奨の案内を送付しているほか、

特定健診等を受診された方に対し、ポイントを付与し、楽しく健康づくりに参加できる健康ポイント事業も実施しております。

今後も1人でも多くの市民の方に、特定健診を受けていただけるよう、受診率向上対策に取り組んでまいります。

次に、当市が実施している歯周疾患検診の受診率とその向上対策についてお答えいたします。

当市では、健康増進法に基づく歯周疾患検診を令和5年度までは40歳、50歳、60歳、70歳の年齢の方を対象に実施しておりましたが、国の対象年齢拡大により、令和6年度からは新たに20歳と30歳の方を対象に加え実施しております。

また、検診については、市内の8歯科医療機関と委託契約を締結し、対象者が無料で受診できる体制を整えております。歯周疾患検診の受診率の推移につきましては、令和3年度は6.1%、令和4年度は7.4%、令和5年度は7.7%となっており、少しずつではありますが増加しております。

続きまして、受診率の向上対策ですが、対象年齢の方全員に、市から受診券を同封した受診案内を郵送しているほか、市のホームページや毎戸に配布している健康カレンダーを活用して事業の周知を行っております。

市では、市民の皆様に歯周疾患検診を定期的に受診していただくよう、引き続き受診勧奨を行うとともに、今後は未受診者へ再勧奨も実施して、受診率の向上に努めてまいります。

○議長（石田隆芳議員） 葛西厚平議員。

○2番（葛西厚平議員） 健診、歯周疾患検診ともに、少しずつですが受診率が向上していると。職員の方の努力があるんだろうなとお察しいたします。

また、今月の13日の日にまた農家が集まる会合があるんですが、そこへも市の職員の方が受診率向上のために来てくださるということで、感謝申し上げます。私の一般質問が影響していれば嬉しいかなと思います。

それでは、再質問に入りたいと思います。

近隣の市町村の首長さんで、りんごの剪定会など農家が集まる会合の挨拶の中で、首長自身が健診への呼びかけをなさる方がいらっしゃいます。

長尾市長も挨拶の一文でもいいので呼びかけを行ってはどうかと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（石田隆芳議員） 市長。

○市長（長尾忠行） いろんな会合で首長自ら健診の呼びかけをしているのは、私も存じ上げておりますが、特定健診につきましては、生活習慣病の予防と早期発見に重点を置いた健康診査であり、早期に発見することで自身の健康管理に結びつき、市民の皆さんの健康寿命の延伸にもつながります。そのためには、多くの市民の方に受診していただくことが最も重要なことだと認識しております。

これまでも健康づくり事業のイベントなどで、特定健診の受診を呼びかけてまいりましたが、今後も1人でも多くの方に受診していただくよう、機会を捉えながら特定健診の啓発に努めてまいります。

先ほど来、健康福祉部長からの答弁もありましたが、市としてもあらゆる手を使いな

がら受診率の向上に努めておりますので、どうかその辺のところも御理解いただければと思います。

○議長（石田隆芳議員） 葛西厚平議員。

○2番（葛西厚平議員） 今後ともよろしく願いいたします。

11月27日に私が定期的に通っている歯医者さんに行ったときに、これ一般質問するということで衛生士さんにいろいろと聞いてみたんです。風邪とかほかの病気は自然治癒することがあるんですけど、口腔疾患に関してはほとんど自然治癒しないということなので、皆さん定期的に歯医者に行きましょう。そう呼びかけて、この質問を終わりたいと思います。

次に、3 マイナ保険証について質問いたします。

おそらく、私が一般質問に立つときは、これは世間の話題になっているだろうなと思って、先月作成いたしました。

（1）市内において保険証廃止までに移行していない方はいるのか。

マイナンバーカードについては、全国地方議会において似たような質問がいっぱいなされております。今回は、あえて私が思っている観点から質問をしてみたいと思います。簡単に言うと、マイナンバーカードに保険証がひもづけられてマイナ保険証になります。私は整理整頓が苦手なほうなので、持ち物は少ないほうが良いと思います。私の母はまた難病なので、難病申請の手続もっと簡素化されていくことを期待しております。

個人的には、病院に行く際に保険証を持っていなくてもよかったので、便利さを実感していますが、その反面、個人情報漏えいや間違えて他人の情報をひもづけられたりするトラブルがあり、不安に思う方が数多くいらっしゃると思います。

質問の再確認ですが、市内において期限内に移行できなかった人は多分まだ2日に終わったばかりなので、細かいところはちょっと無理だと思いますが、これをお伺いいたします。

次に、（2）保険証の有効期限が過ぎた方への対応はです。

現在の紙の保険証が令和7年7月末まで有効だということをお伺いしております。それでもマイナ保険証に移行できなかった方々への対応について、お伺いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 市長。

○市長（長尾忠行） マイナ保険証についての御質問に関しては、財政部長より答弁をさせます。

○議長（石田隆芳議員） 財政部長。

○財政部長（對馬一俊） 私からはまず、保険証廃止までにマイナ保険証へ移行していなかった方がいるのかについてお答えをいたします。

まず、マイナ保険証へ移行するためには、マイナンバーカードを保険証として利用するための登録が必要となりますが、その登録状況につきましては、厚生労働省から青森県国民健康保険団体連合会、または青森県後期高齢者医療広域連合を経由して各市町村へ2か月後に通知が提供されるようになっております。

このため、保険証廃止時点、いわゆる12月2日時点での状況は、まだ把握できておりませんので、現在把握できております9月時点の状況でお答えをさせていただきます。

国民健康保険につきましては、加入者7,003人のうち、約36.7%に当たる2,571人の方がマイナ保険証に移行をしておりません。それから後期高齢者医療につきましては、5,626人のうち、約46.4%に当たる2,608人の方がマイナ保険証へ移行していない状況でございます。いずれも半数以上は移行しているというふうな内容となっております。

それから次に、保険証の有効期限までにマイナ保険証へ移行していない方への対応についての御質問にお答えいたします。

令和7年7月の時点でマイナ保険証に移行していない方へは、従来の紙の保険証に代わるものとしまして、有効期限の2週間前を目途に資格確認書です、こちらを送付する予定としております。この資格確認書を提示することで、マイナ保険証へ移行してなくても、これまでどおり医療機関を受診できるようになっております。

○議長（石田隆芳議員） 葛西厚平議員。

○2番（葛西厚平議員） よく分かりました。マイナ保険証については、先日、私、母を連れて病院に行ったんですが、マイナンバーカードと保険証のひもづけは病院にいても手続きができました。で、私の母は車椅子なので、顔認証システムを使うのに顔が機械端末の上に向けられなかったことが、まだちょっと問題といえば問題だったんです。やはり、個人情報の保護や漏えいなど様々な問題が発生し、不安を抱く市民の方が多く、その業務を担う市の職員の方々の御苦労は大変だと私感じております。

先日、林官房長官が普及啓発には国を挙げてやっていくと、何かニュースで述べていました。ここは国会ではありませんので、この質問はこれ以上は差し控えたいと思いますが、市として普及啓発は今後どのように行っていくのか、方針がありましたらお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 財政部長。

○財政部長（對馬一俊） こちらの普及啓発につきましては、いま議員のほうからも御指摘あったとおり、国を挙げてしっかり普及啓発に努めていくというところの御指摘がございました。

当然ながらそれに合わせて、当市におきましても、平川市の国民保険の保険者として、そういった国の通知、通達に基づき、令和5年度及び令和6年度に保険証を送付する際にですね、マイナ保険証利用のメリットや医療機関での利用方法などを掲載したリーフレットを既に送付させていただいているほか、引き続き市のホームページあるいは広報誌でも周知を行っていきたいというふうに思っております。

○議長（石田隆芳議員） 葛西厚平議員。

○2番（葛西厚平議員） いろいろと問題はまだまだあると思いますが、普及啓発に努めていただきたいと思います。

それでは、最後の4 移住促進事業の問題点について質問いたします。

（1）移住者の就業支援についてです。

故郷に帰ってきたいと思う人は多くいると思います。しかし、実際移住となると大きな問題になるのが働き口です。年齢が上がれば上がるほど正規での採用は難しくなるのが現状かと思います。民間の企業の雇用については、市があまり関与するべきではないと思いますが、このことについて市の見解をお聞きしたいと思います。

次に、（2）住居、宅地の確保について質問いたします。

よく市民の方々や移住希望の方々から聞く話ですが、住居、宅地がなかなか見つからないということがあります。実際に市が把握している現状について、お伺いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 私からは、移住者への就業支援についてお答えをいたします。

東京圏等への人口一極集中が進み、地方においては人口減少が加速している状況であります。当市においても、転出者数が転入者数を上回る社会減となっている年が多い状況にあり、就職や進学に伴った若年層の市外転出が主な原因と推察されます。

議員同様、近隣市町村からの移住ではなく、県外や圏域外からの移住を増やす必要があると考え、様々な移住・定住施策を実施しておりますが、簡単に解決できる問題ではないこともまた事実であります。

その施策の1つとして、県との共同事業ではありますが、移住促進における就業面での支援について、東京圏から平川市へ就業や起業により移住してきた方に対しては、移住支援金を支給しております。要件に関しては、青森県公式就職情報サイトに掲載されている求人に、新規で就業することが必要となります。

これにより、県が指定する地域の中小企業への就業も促されることとなり、議員御指摘の就業面の支援に加え、将来的な地元への移住・定住を考えるきっかけとなることが期待されるものであります。

また、移住・定住を促す上で、居住環境を整備することは大変重要なことと考えております。現在、当市でも様々な対策を実施しており、今後も移住・定住の促進に向けた取組を継続してまいりたいと考えております。

このほかの質問につきましては、総務部長より答弁をさせます。

○議長（石田隆芳議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 私からは、移住促進における就業面での支援ということでどのような対策を行っているか、また、対策を行っているのであればということで、まず実績についても併せてお答えしたいというふうに考えてございます。

それでは、私からはまず、移住支援金の詳細と実績について、併せてお答えいたします。

この支援金については、市内における移住・定住の促進および中小企業等における人材不足の解消に資することを目的としております。

まず、要件ですが、移住元の要件としまして、過去10年のうち直近1年を含む5年以上の期間で、東京23区に住んだことがある方、または東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、いずれかの地域から東京23区に通勤していた方が対象となります。

次に、移住先の主な要件としましては、県が指定する地域の中小企業への就業、それから、テレワークで移住前の仕事を継続、さらには移住先の地域で起業など、仕事に関する要件も設定されております。

その要件を満たした場合にですね、単身世帯の場合では60万円、2人以上の世帯の場合は100万円を支給しております。また、世帯内の子供の人数によって支給額を上乗せする仕組みもありまして、1人当たり100万円を加算する制度となっております。

あわせて実績についてですが、令和4年度にはですね、埼玉県から単身で1件の転入者がありました。令和5年度には東京都から夫婦と子供の子世帯で1件の転入があり

まして、今年度については東京都から単身で1件の転入がありまして、それぞれ移住支援金を交付しております。これが実績でございます。

次に、住居や宅地確保対策に関する事業についてもお答えいたします。

まず、空き家の利活用に向けた取組としまして、弘前圏域定住自立圏の空き家・空き地バンクへ参画しまして、移住・定住希望者等による空き家の売買や貸し借りの橋渡しを行っております。

これについても実績につきましては、令和元年度から令和6年11月までの間で、平川市では合計12件の空き家が登録されまして、うち10件が売買されているところであります。

また、老朽化などによりまして周囲に悪影響を及ぼすおそれがある空き家等を解体した後、土地の利活用を促進するため、空き家等の解体費用の一部を補助する老朽危険空き家等解体撤去補助金を交付しております。

こちらについても、実績がありますので報告させていただきます。令和元年度から令和6年の11月までの間で、合計49件に対して補助金を交付しておりまして、そのうち1件が県外からの移住につながっております。

さらには、平川市への移住や子育て世帯、新婚世帯に対し、住宅を新築・購入する費用の一部を補助するすこやか住宅支援補助金では、中古の戸建て住宅を取得する場合にも対象としていること、それから、弘前圏域定住自立圏の空き家・空き地バンクを利用した場合には補助金を加算しております。

これについても実績につきましては、平成28年度から令和6年11月までの期間で合計658世帯に補助金を交付しておりまして、そのうち県外からは29世帯、人数にしまして93人が転入しております。

居住環境の整備としましては、民間事業者の開発意欲を喚起し、宅地開発を促進させる観点から、宅地開発事業に係る道路及び側溝の整備に要する経費の一部を補助する民間宅地開発補助金を交付しております。

こちらについても実績につきましては、令和4年度までで南田中地区や館山・苗生松地区の宅地開発が進められ、合計107区画に対して、弘前圏域外からは7世帯、人数に対して29人が転入により居住しているところであります。

平川市としましてもですね、移住促進には何とか頑張っていきたいというふうに捉えておりますので、議員の御理解のほうよろしく願いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 葛西厚平議員。

○2番（葛西厚平議員） 実績について答弁いただきました。ありがとうございます。

青森県の多くの自治体は、平成の大合併以降、現在まで、おおむね大体10%から20%の人口が減少しています。1町ぐらいですかね、まだ減ってないところ。例外もあると思います。多いところでは40%減少したところもあります。

いま実績をお伺いしました。ちょっとくどういようですが、いま減少率が追いついていないということで、今後さらなる強化っていうか、事業を強化していく考えはあるのか、ちょっとお伺いします。

○議長（石田隆芳議員） 総務部長。

○総務部長（対馬謙二） 今後も事業を強化していく考えはということでありますので、

当然頑張っていきたいとは思います。

まず、市では、令和2年3月に策定しました第2期平川市まち・ひと・しごと創生総合戦略、これに基づきまして、人口減少対策に取り組んでおり、特に、子育てしやすいナンバーワンのまちを目指して、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援策を講じているところであります。

これに加えて、移住・定住対策を継続的に進めながら、新たな施策についても検討してまいりたいと考えておりますので、こちらのほうも御理解お願いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 葛西厚平議員。

○2番（葛西厚平議員） 最後にもう1つだけ、ちょっとまだ時間ありますので、質問させていただきます。

先日、私、りんご農家しているということで、農薬資材メーカーとのちょっと会合があって、そのある方が私に挨拶する中で、私、青森県人になりましたと、移住してきた方がいらっしゃったんですね。

長年、青森県で、この辺でりんご畑やJA、関係先など回っていて、青森県に住もうと決めたということで、子供はもう独立してしまっているの、奥さんと2人で来たということでした。

残念ながら、移住したのは隣の市だったんですけども、平川市もそういう事業をやっているんだよっていうことを伝えたら、それ分からなかったと。なので、広報について、どのように広報しているのか、それもう1点だけお伺いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 非常に残念であります。広報については、うちほうの政策推進課のほうで盛んにこの移住・定住対策についてはあらゆる方面から広報するような体制で取り組んでいるんですけども、まずは広報ひらかわですね。さらには、いま平川市のLINE、それからSNS、ホームページも当然やっております。

また、定期的に事業のほうのお知らせについても、市民の方に届くように広報はしているんですけども。ただ、市外の方となるとどうしてもまだ、私も葛西厚平議員と同様にですね、もう少し検討するところがあるのではないかというふうには捉えております。

今までの取り組んでいる内容を含めてですね、市外の方、県外の方にもですね、我が平川市がこういうふうな移住・定住対策を行っているんだというところでもですね、広報できるようなことを前向きに考えていきたいというふうに思いますので、よろしく御理解をお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 葛西厚平議員。

○2番（葛西厚平議員） 前向きに考えていただけたということでした。ありがとうございます。

この農業にかかわらず、仕事でこちらのほうに来ている方も私もたくさん知っております。できれば東京とか向こうのほうで広報するよりも、そういう方たちに向けて広報していたほうが、やっぱりこちらのほうの現状も分かっているだろうし、効率的かなと感じました。

今後、もっと平川市に移住してくる方が多くなることを祈念いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石田隆芳議員） 2番、葛西厚平議員の一般質問は終了しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、9日、午前10時開議とします。

本日は、これをもって散会します。

午後1時52分 散会